

11 教育費	2001億 3598万 1千円	1億 3720万 3千円	2002億 7318万 4千円
歳出合計	9435億 4129万 8千円	118億 2115万 3千円	9553億 6245万 1千円
2 繰越明許費補正			
庁舎管理費ほか33件	金額	86億 682万 円	
3 債務負担行為補正			
介護雇用プログラム事業ほか5件	限度額	15億 525万 4千円	
4 地方債補正			
農業農村整備事業費ほか2件	限度額	1億 3400万 円	

平成21年度長野県企業特別会計補正予算

会計名	既決予定額	補正予定額	計
病院事業会計(第3号)	310億 9350万 1千円	1383万 4千円	311億 733万 5千円
合計	444億 9629万 1千円	1383万 4千円	445億 1012万 5千円

財政課

長野県告示第51号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年2月1日

長野県知事 村井 仁

1 保安林予定森林の所在場所

木曽郡大桑村大字殿31（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、伐採種を定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

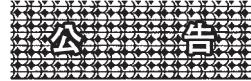
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課並びに大桑村役場に置いて総覽に供する。）

森林づくり推進課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年2月1日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成22年1月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人県民生活支援センター

3 代表者の氏名

小笠原 一 夫

4 主たる事務所の所在地

小諸市甲1723番地7

5 定款に記載された目的

この法人は、県民に対して、憲法の定めるところの国民の権利及び義務の普遍的な運用に関する事業を行い、県民の尊厳ある生活に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年2月1日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成22年1月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人なかじょう

3 代表者の氏名

和田 静夫

4 主たる事務所の所在地

長野市中条2742番地2

5 定款に記載された目的

この法人は、市民及び団体等参加による地域の特性を生かした地域支援活動を推進し、地域に開かれた活動を通して生きがいを持ち安らかな生活を営むことのできる地域づくり事業等を行うとともに、就労支援等総合的施設運営に協力支援をめざし、地域福祉の増進を図ることを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年2月1日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成22年1月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人岡谷市手をつなぐ育成会

3 代表者の氏名

宮坂昌志

4 主たる事務所の所在地

岡谷市郷田2丁目1番52号

5 定款に記載された目的

この法人は、知的障害をもつ人々に対して、多様な福祉サービスを、その障害者の意向を尊重して、総合的に提供できるよう創意工夫することにより、障害者が個人の尊厳を保持しつつ、いかなる障害も克服して地域の中で生活していくよう支援し育成することに努めるものとする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年2月1日

長野県知事 村井 仁

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県庁舎等清掃作業委託

(2) 役務の特質

長野県庁舎（本館、議会棟、西庁舎、東庁舎及び妻科庁舎をいう。以下同じ。）及びその構内の清掃作業

(3) 履行期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで（地方自治法

(昭和22年法律第67号) 第234条の3に規定する長期継続契約

(4) 履行場所

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県庁舎及びその構内

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当するものであることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去に延床面積3,000m²以上の建物において、同種の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026 (235) 7045

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成22年3月16日（火）午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎入札室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成22年3月15日（月）午後5時

イ 場所 県庁専用郵便番号 380-8570

長野県総務部管財課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成22年3月2日（火）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。ただし、本件入札は低入札価格調査制度を適用しますので、最低の価格でもつて入札した場合であっても必ずしも落札者とならない場合があります。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

6 Summary

(1) Nature of the service to be purchased:

Commissioned cleaning service for the Nagano Prefectural Government building and others

(2) Contract duration:

From April 1, 2010 until March 31, 2011

(3) Place where the service takes place:

The Nagano Prefectural Government building and its premises

Address: 692-2 Aza Habashita, Oaza Minaminagano, Nagano City Nagano Prefecture

(4) Contact point for the tender information; description/conditions/and other inquiries:

Property Administration Division, General Affairs Department,

Nagano Prefectural Government

692-2 Aza Habashita, Oaza Minaminagano, Nagano City Nagano Prefecture

TEL 026-235-7045

(5) Time and place for the tender and bid opening:

Time: 10:00 AM March 16, 2010

Place: Bidding Room, Nagano Prefectural Government West Annex

(6) Time limit for the tender by mail and the delivery place:

Time: 5:00 PM March 15, 2010

Place: Property Administration Division, General Affairs Department, Nagano Prefectural Government

380-8570(Exclusive postal code for Nagano Prefectural Government)

管財課

公告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新しました。

平成22年2月1日

長野県知事 村井仁

更新年月日	登録の有効期間	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%) その他の規格	生産業者の氏名又は 名称及び住所
平成21年10月28日	平成21年11月15日から平成24年11月14日まで	長野県第888号	乾燥菌体肥料	G P - S A	窒素全量 4.0% リン酸全量 1.0% その他の規格 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	ゴールドパック株式会社 東京都渋谷区道玄坂1丁目22番10号

農業技術課

公告

平成22年度長野県農業大学校農学部学生の第2次募集を次のとおり実施します。

平成22年2月1日

長野県知事 村井 仁

1 募集人員及び修業年限

学科等		修業年限	募集人員
専門技術科		2年	若干人
実科・研究科	果樹実科・研究科	各1年	実科若干人
	野菜花き実科・研究科		研究科若干人
	畜産実科・研究科		
	南信農業実科・研究科		

2 受験資格

(1) 専門技術科

次のいずれかに該当する者（平成22年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。）であることとします。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）による短期大学において、農業に関する正規の課程を修めて卒業した者

イ 都道府県立農業講習所（学校教育法による高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者を入所資格とする修業年限2年以上のものに限ります。）又は都道府県立農業者研修教育施設（農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第7条第1項第5号の事業を行うものとして設置されたものに限ります。）の養成部門において、農業に関する正規の課程を修めて卒業した者

ウ ア又はイと同等以上の学力があると認められる者

(2) 実科

次のいずれかに該当する者（平成22年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。）であることとします。

ア 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者

イ 学校教育法第90条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含みます。）

ウ 学校教育法施行規則第150条の規定に該当し、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

エ 18歳以上であって、ア、イ又はウと同等以上の学力があると認められる者

(3) 研究科

次のいずれかに該当する者（平成22年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。）であることとします。

ア 長野県農業大学校の実科を卒業した者

イ 学校教育法による短期大学を卒業した者

ウ ア又はイと同等以上の学力があると認められる者

3 入学志願の手続き

(1) 提出書類

ア 入学願書（長野県農業大学校所定の用紙を使用してください。）

イ 調査書（最終卒業学校の長が証明し、かつ、封印したもの。）

ただし、廃校、り災その他の事情によって最終卒業学校の長の調査書が得られない者にあっては、卒業証明書、成績証明

書又はこれらに相当する書類をもってこれに代えることができます。）

ウ 2の(1)のウ又は(3)のウに該当する者にあっては、その事實を証する書類

エ 写真（出願前3月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、背景なしの縦7センチメートル横5センチメートルのもの一枚を入学願書にはってください。）

オ 受験票（長野県農業大学校所定の用紙にあて先を明記し、50円切手をはってください。）

カ その他校長が必要とする書類

(2) 受付期間

平成22年2月15日（月）から平成22年2月26日（金）までとします。ただし、土曜日、日曜日を除きます。（郵送による場合は、平成22年2月26日までの消印のあるものに限り受け付けます。）

(3) 受験料

受験料（2,200円）は、長野県収入証紙により（入学願書にはり、消印しないでください。）納付してください。

(4) 入学願書等の提出先

受験しようとする学科	提出先
専門技術科	長野県農業大学校 〒381-1211 長野市松代町大室3700 電話（026）278-5211
果樹実科・研究科	長野県農業大学校 果樹実科・研究科 〒382-0072 須坂市大字小河原492 電話（026）246-2411
野菜花き実科・研究科	長野県農業大学校 野菜花き実科・研究科 〒399-6461 塩尻市大字宗賀字床尾1066-1 電話（0263）52-1148
畜産実科・研究科	長野県農業大学校 畜産実科・研究科 〒399-0711 塩尻市大字片丘10879 電話（0263）52-1188
南信農業実科・研究科	長野県農業大学校 南信農業実科・研究科 〒399-3103 下伊那郡高森町下市田2476 電話（0265）35-2240

4 入学試験の実施

試験は、筆記試験及び人物考査（面接）とし、次により実施します。

(1) 期日及び場所

ア 期日 平成22年3月12日（金）

イ 場所 3の(4)の入学願書等の提出先

(2) 筆記試験の内容

ア 専門技術科

科目	出題形式	内容
一般教養（90分）	多肢選択	一般知識 文章理解 判断推理 数的推理 資料解釈
専門（90分）	記述式	栽培原論 作物学総論 果樹・野菜・花き園芸学総論 畜産学総論 土壤肥料学 植物病害虫学 農業経営学

イ 実科

	科 目	内 容
必 須 科 目	国 語 (60分) 小論文 (60分)	国語総合（注）1 (古文・漢文を除く。) 1,200字以内
選 択 科 目	数 学 (60分) 公 民 (60分) 化 学 (60分) 生 物 (60分) 農 業 (60分) から 1科目	数学 I (注) 1 現代社会 化学 I (注) 1 生物 I (注) 1 (注) 2

(注) 1 国語総合、数学 I、化学 I 及び生物 I の内容は、旧課程及び新課程の共通範囲とします。

2 農業の内容は、各種作物の栽培管理（作物の種類、栽培、経営、機械及び流通加工）及び各種家畜の飼養管理（家畜の種類、飼育、経営及び流通加工）とします。

ウ 研究科

論文 (90分、1,600字以内) とします。

5 合格者の発表

平成22年3月18日（木）午前9時に試験を実施した場所及び長野県農業大学校ホームページ (<http://www.pref.nagano.jp/xnousei/noudai/index.htm>) に掲示するとともに、本人に通知します。なお、電話による問い合わせはできません。

6 その他

- (1) 入学願書の用紙等の請求、試験についての問い合わせ等は、入学願書等の提出先に行ってください。（郵便により入学願書の用紙等を請求する場合は、200円切手をはったあて先明記の返信用封筒（角形2号）を同封してください。）
- (2) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

農業技術課

公告

県営御柱の里地区土地改良事業の変更計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定により、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成22年2月1日

長野県知事 村井 仁

1 縦覧に供する書類

県営御柱の里地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

平成22年2月2日から平成22年3月2日まで

3 縦覧の場所

茅野市役所、諏訪郡富士見町役場及び原村役場

農地整備課

公告

平成22年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりです。

平成22年2月1日

長野県知事 村井 仁

同一の単位とされる 保 安 林 の 所 在 地	保安林の種類	皆伐面積 の限 度
千曲川上流（南佐久郡、北佐久郡、 小諸市、佐久市）	水源かん養保安林 干害防備保安林	2,135.13 ha
千曲川中流（小県郡、上田市、東 御市）	水源かん養保安林 干害防備保安林	1,668.25
千曲川下流（埴科郡、上高井郡、 下高井郡、上水内郡、下水内郡、 長野市、須坂市、中野市、飯山市、 千曲市）	水源かん養保安林 干害防備保安林	1,998.24
天竜川上流（諏訪郡、上伊那郡、 岡谷市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根 市、茅野市）	水源かん養保安林 干害防備保安林	2,173.09
天竜川中流（下伊那郡、飯田市）	水源かん養保安林 干害防備保安林	330.82
木曾谷（木曾郡）	水源かん養保安林 干害防備保安林	544.45
中部山岳南部（東筑摩郡、松本市、 塩尻市、安曇野市）	水源かん養保安林 干害防備保安林	3,178.58
中部山岳北部（北安曇郡のうち池 田町、松川村、大町市）	水源かん養保安林 干害防備保安林	839.50
姫川（北安曇郡のうち白馬村及び 小谷村）	水源かん養保安林 干害防備保安林	3,188.06
諏訪郡富士見町立沢字碑ノ底4048 ハの27ほか4筆	防 風 保 安 林	2,212.40
諏訪郡富士見町境字甲六110の1 ほか6筆	防 風 保 安 林	744.17
下伊那郡平谷村字合川403の19	防 風 保 安 林	207.36
下伊那郡根羽村字ブナ立3370の22 ほか1筆	防 風 保 安 林	115.93
北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野字 八ヶ野709ほか3字10筆	防 風 保 安 林	338.88
上伊那郡辰野町大字澤底字穴山 1361の16ほか6筆	防 風 保 安 林	73.55
下伊那郡阿智村清内路3000の1ほ か1筆	防 風 保 安 林	0.08
飯田市上村字ホッタ沢入979の54 ほか3筆	防 風 保 安 林	0.16
松本市大字入山辺字山辺山北側 8961の1681	防 風 保 安 林	0.04
安曇野市明科光2573の3ほか1大 字36筆	防 風 保 安 林	6.90
上伊那郡辰野町大字澤底字穴山 1361の16ほか6筆	防 風 保 安 林	3.94
下伊那郡阿智村清内路3000の1ほ か1筆	防 風 保 安 林	0.40
飯田市上村字ホッタ沢入979の54 ほか3筆	防 風 保 安 林	0.50
松本市大字入山辺字山辺山北側 8961の1681	防 風 保 安 林	0.30
安曇野市明科光2573の3ほか1大 字36筆	防 風 保 安 林	12.58
東筑摩郡筑北村坂井字氷室沢8395 ほか8字54筆	防 風 保 安 林	11.84

東筑摩郡山形村字清水高原7598の 129ほか2字25筆	保 健 保 安 林	8.78
安曇野市豊科光1214ほか1大字19 筆	保 健 保 安 林	4.28
長野市大字上ヶ屋字麓原2471の84 ほか1筆	保 健 保 安 林	1.00
長野市篠ノ井塩崎字猪平797の1 ほか1大字1字4筆	保 健 保 安 林	0.56
下高井郡山ノ内町大字平隱7148の 31ほか1字2筆	保 健 保 安 林	16.14

森林づくり推進課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年2月1日

長野県長野工業高等学校長 竹内義明

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

電子複写機 1台

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日まで（地方自治法
(昭和22年法律第67号) 第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

長野県長野工業高等学校

(5) 入札方法

複写1枚当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市差出南3丁目9番1号

長野県長野工業高等学校

電話 026 (227) 8555

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成22年3月4日（木）午前10時
イ 場所 長野県長野工業高等学校 応接室
- (3) 郵送による入札の可否
郵送による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成22年2月26日（金）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、入札及び開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県長野工業高等学校長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

高校教育課